



トピックス…①

平成27年度における乳製品の カレントアクセス輸入

農林水産省は1月23日、独立行政法人 農畜産業振興機構に対し、平成27年度のバター及び脱脂粉乳等の国際約束に基づく輸入数量を通知した。これにより、独立行政法人 農畜産業振興機構は、2月中にバター2,800トンと脱脂粉乳10,000トンの輸入入札を実施することとなった。また農林水産省は、需給バランスの改善に向けた方策として「平成27年度におけるバターの国家貿易による輸入の方針」を公表した。

平成27年度カレントアクセス輸入

農林水産省は1月23日、平成27年度のバター及び脱脂粉乳等の国際約束に基づく輸入（カレントアクセス輸入）の手続きを開始するため、独立行政法人 農畜産業振興機構にカレントアクセス輸入の数量（生乳換算13.7万トン）を通知した。これを受けて、独立行政法人 農畜産業振興機構は2月中にバター2,800トン（生乳換算3.5万トン）と脱脂粉乳10,000トン（生乳換算6.5万トン）の輸入・売渡入札を実施することとなった。これらのバターと脱脂粉乳は、4月から7月までに順次輸入し、国内需要者に供給される予定である。

独立行政法人 農畜産業振興機構では、バター2,800トンのうち一般方式分として1,120トンについて2月5日（引渡期限6月30日）に、売買同時入札（SBS）方式分として1,680トン（バラ1,400トン、その他280トン）について2月17日（引渡期限7月31日）に輸入・売渡入札を実施した。

また、脱脂粉乳10,000トンのうち一般方式分として4,000トンについて2月3日（引渡期限5月29日と6月30日、各2,000トン）に、SBS方式分として6,000トンについて2月10日（引渡期限7月15日、3,000トン）と2月24日（引渡期限7月31日、3,000トン）に輸入・売渡入札を実施した。

さらに、ホエイ及び調製ホエイ2,500トンについて、2月19日（引渡期限12月25日）に輸入・売渡入札を実施した。

国家貿易によるバターの輸入方針

減少傾向にあったバターの在庫量は昨年8月には前年比で67.9%まで減少し、卸売価格（大口需要者向け価格）は4月に急上昇し、以降上昇傾向で推移した（図1参照）。また、脱脂粉乳の在庫水準も7月には前年比で73.3%まで低下し、卸売価格は4月以降上昇傾向で推移した（図2参照）。

このような状況の中、農林水産省では、とくに昨年末にバター不足が社会問題化したことを踏まえ、生乳生産基盤を強化する対策を着実に進めるとともに、平成27年度の国家貿易によるバターの輸入について、次のような運用の改善等を講じて、バターの安定供給を図ることとしている。

1. 運用の改善

メーカー、ユーザー等にあらかじめ輸入スケジュールを知らせることにより、安心して需要量に見合った供給を行えるようにするとともに、ユーザーが直接輸入品を利用できるようにすることにより、国内のバター製造に要する期間から生ずるタイムラグを無くすための運用改善を行う。

(1) 輸入決定時期の明確化

平成27年度は、1月、5月及び9月に輸入の判断を行う。ただし、輸入の有無や量は、その時点での需給状況を踏まえて判断する。

(2) 輸入品の引渡時期の早期化

輸入品が、需要期に確実にユーザーに届くよう引渡時

期を設定する。とくに、年末の需要期に向けては、遅くとも10月までにユーザーに引き渡されるよう設定する。

(3) 輸入対象とする形状の拡大

ユーザーが限られるバラバター（25kg、冷凍）のみでなく、洋菓子店等でも直接利用できる形（1～5kg、冷凍）の輸入を行う。

2. 情報の共有・発信

店頭に常に一定量が供給されるよう、上記1のとおり輸入の運用改善を図るとともに、不足の可能性が生じた時点で、事前に迅速な対応が行えるよう、行政・製造メーカー・乳業団体等が緊密に情報共有を行い、一丸となって早めに対応する。

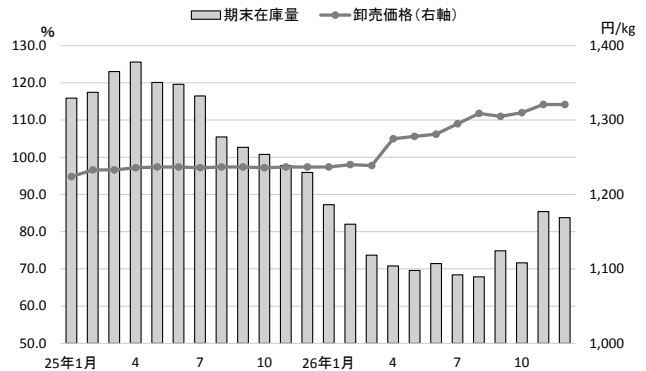
(1) 情報の共有

バターの需給状況について、行政・製造メーカー・乳業団体が緊密に情報交換や協議を行い、不足の兆候を早めに共有し、迅速な対応が行えるようにする。また、ユーザーや小売店等との情報共有にも努める。

(2) 情報の発信

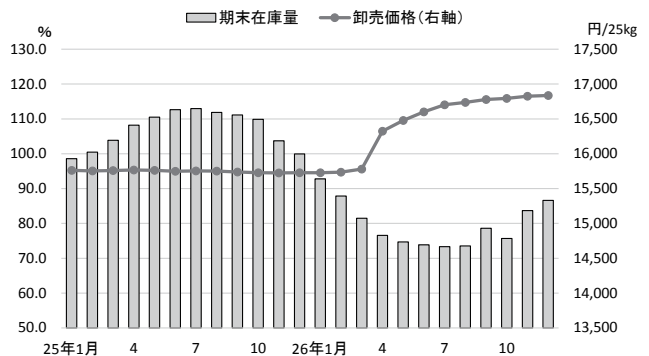
消費者やユーザーに対し、バターの需給について、適切な情報提供に努める。

図1 バターの期末在庫量(前年比)と卸売価格の推移



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構調べ

図2 脱脂粉乳の期末在庫量(前年比)と卸売価格の推移



資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構調べ